

第1条(規約の目的)

本規約は、「NJ オークション」(以下、「当オークション」という。)を開催するにあたり、当オークションの円滑な運営を図ることを目的に制定し、別途「NJ オークション参加規約」(以下、「参加規約」という。)により詳細な手続き方法の他、本規約に定めのない事項について定め、会員はこれらに従うものとする。

第2条(名称)

当オークションの名称を「NJ オークション」と称する。

第3条(当オークションの目的)

当オークションは次の事項を目的とする。

- (1) 時計宝飾品類の売買仲介。
- (2) 時計宝飾品類の相場情報の提供。

第4条(運営)

当オークションは本規約のほか、別途定める参加規約に基づき株式会社NJ オークションもしくは株式会社NJ オークションから業務委託を受けた、株式会社ネットジャパン(以下、「主催者」という)が運営を行う。

第5条(所在地)

当オークションは、東京都千代田区外神田1丁目8番13号4階にその本拠を置くものとする。

第6条(事務局)

当オークションの事務局は株式会社NJ オークション内に設置する。

第7条(開催日時)

当オークションの開催日時は、別途参加規約が定める通りとする。但し、主催者の都合等により開催できない場合は、変更開催日時を定め、事前にその旨を会員に通知する。

第8条(開催場所)

当オークションの開催場所は、あらかじめ主催者が指定する会場とする。

第9条(参加資格)

当オークションに参加するには、主催者が定める会員資格を有する者(以下、「会員」という)とする。当オークションの会員資格は次の通りとする。

- (1) 所轄の公安委員会が発行した古物商許可証を有し、本規約および参加規約を遵守してオークションでの公正な販売、購入をする者とする。
- (2) 主催者が要請する必要書類等を提出し、入会審査に合格しなければならない。但し、総合的に勘案して、入会をお断りする場合がある。
- (3) 常設の営業拠点を日本国内に有し、現に営業活動を行っていないなければならない。

第10条(入会金)

会員は、別途参加規約が定める通り、当オークションへの入会金を支払わなければならない。なお、入会金は、途中退会等如何なる理由でも返金しないものとする。

第11条(参加費)

会員は、別途参加規約が定める通り、当オークションへの参加費を支払わなければならない。

第12条(手数料)

会員は、別途参加規約が定める通り、手数料を支払わなければならない。

第 13 条(会場利用)

- (1) 会場利用には、主催者の許可を必要とする。
- (2) 来場の際は、受付を済ませ必ず当社指定の名札を着用すること。
- (3) 古物商許可証を携帯し、警察または主催者の要請があるときはこれを提示しなければならない。

第 14 条(禁止行為)

会員は次の行為をしてはならない。

- (1) 会員以外の者を当オークションに参加させること。
- (2) 下見会および大会期間内での当オークションを介さない会員間の直接取引および決済。
- (3) 不正品およびその疑いのある商品を出品すること。
- (4) 盗難品および遺失物、またはその疑いのある商品を出品すること。
- (5) 第三者の譲渡担保、賃貸借、使用貸借の目的物となっているものを出品すること。
- (6) 他の会員のオークション参加を妨害する等、大会運営に支障を来す行為。
- (7) その他、当オークションの規約、参加規約に定める条項に違反すること。

第 15 条(参加制限)

主催者は、次の事項に該当した会員の当オークションへの参加を制限することができる。

- (1) 当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
- (2) 前条に規定する行為を行ったとき。
- (3) その他、主催者が大会運営に支障を来すと判断したとき。

第 16 条(クレームおよびトラブルの処理)

クレームおよびトラブルの処理、および後交渉については別途参加規約に定める通りとし、買主、荷主双方は協力して解決にあたる義務を負うものとする。

ただし、解決が難しいと主催者が判断した場合は主催者より調停案の提案をすることがある。

その際は荷主、買主双方は主催者の提案を尊重するものとする。

なお、本条に定めるクレームおよびトラブルの処理に関して、主催者は会員以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。

第 17 条(品位の保持)

会員は社会的道徳を重んじ、次の行為を慎み、会員に相応しい行状の保持をしなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為。
- (2) 倫理的秩序に反する行為。
- (3) 自由や人権を害する行為。
- (4) その他、社会的相当性の無い公序良俗に反する行為。

第 18 条(反社会的勢力の排除)

会員は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、役員、実質経営者が反社会的勢力である者および反社会的勢力であった者、その他前各号に準ずる者(以下これらを「反社会勢力」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力であることを知りながら関係を有すること。

- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 訪問買取に於いて、特定商取引法に違反して押し買い等をしていること。

第 19 条(強制退会)

会員が以下の各号いずれかに該当した場合、主催者の判断で当該会員を別段の催告を要せず即時強制退会させることができる。また、この場合会員は、異議申し立てができないものとする。

- (1) 当オークションの運営上、著しく支障を来す行為を犯したとき。
- (2) 暴力的な言動や、法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 第三者から強制執行を受けたとき。
- (5) 破産・民事再生、または、会社更生等の申立てがあったとき。
- (6) 信用の悪化等、上記各号に類する相当の事由が認められたとき。
- (7) 本規約の各条項に違反した行為があったとき、または前各号に準ずる行為があったとき。
- (8) その他、主催者が大会運営に支障を来すと判断したとき。

第 20 条(情報の提供)

会員が前条の各号に該当した場合、主催者の判断で当該会員の情報をオークション連絡協議会を通じ、他の古物市場主に対し、当該情報の提供を行うことができる。また、この場合当該会員は異議申し立てをできないものとする。

第 21 条(任意退会)

会員は 1 ヶ月前の予告をもって任意に退会することができる。この場合、会員は主催者に対し書面にて届け出るものとし、主催者が書面を受理した月の月末をもって退会できるものとする。但し、会員に決済未完了の商材取引、主催者に対する債務等が存在する場合は、主催者は退会届の受理を留保することができ、この場合退会は認めない。

第 22 条(免責事項)

- (1) オークションの中断、中止により参加者が蒙る一切の損害。
- (2) 天変地異、暴動、その他不可抗力等、当オークションの責めによらない出品物および落札物の破損、滅失。

第 23 条(情報利用)

会員は、当オークションの取引データ、会員情報を、相場の分析及び当オークション改善等に役立てるため、当社グループで使用することに同意するものとする。

第 24 条(規約、参加規約の改訂)

諸般の情勢の変化により、本規約、および参加規約の改訂を主催者が必要とした場合、随時任意に改訂し、会員に WEB サイト上にて随時通知する。

第 25 条(協議)

本規約、および参加規約に定めのない事項および疑義の生じた事項については信義誠実の原則に基づき協議のうえ都度解決にあたるものとする。

第 26 条(合意管轄)

本件に関して生ずる一切の法的紛争の解決については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2019 年 5 月 20 日より施行する。